

地域と行政の災害対応に関する基本協定書

地域自主組織（以下「甲」という。）と雲南市（以下「乙」という。）は、「地域と行政の協働のまちづくりに関する基本協定書」第6条に基づき、相互に対等な立場にたって、次のとおり「地域と行政の災害対応に関する基本協定」（以下「協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲及び乙が相互に連携し、人命の安全確保を第一に、協働で災害に対応することを目的とする。

（災害情報）

第2条 甲及び乙は、相互に災害に関する情報を共有するものとする。

- 2 人命に関する情報、ライフラインに関する情報は、最優先で取り扱うものとする。
- 3 甲は、地域内の災害に関する情報収集に努め、乙は、指定避難所開設時には原則として指定避難所を通じて甲の情報を把握し、現地災害対策本部（通常は総合センター）を経由した上で、その情報を把握するものとする。
- 4 乙が把握した災害情報は、前項と逆順のルートで、甲と情報を共有するものとする。

（避難行動要支援者対策）

第3条 甲及び乙は、避難行動要支援者（以下「要支援者」という。）の避難支援に努めるものとする。

- 2 甲は、避難行動要支援者名簿（以下「名簿」という。）を整備し、乙に提供、共有するものとし、更新した場合も同様に扱うものとする（地域申告方式）。
- 3 甲は、名簿を毎年度更新するとともに、最新情報への更新に努めるものとする。
- 4 乙は、定められた範囲で関係機関等と名簿を共有し、災害時に機能するようそれぞれの役割と活用手順を明らかにするとともに、甲とその状況を共有するものとする。
- 5 甲は、避難情報発令時に要支援者を優先して安否確認し、乙はこれを補完するものとする。
- 6 乙は、個別避難計画の作成を推進し、甲はこの作成に努めるとともに乙に提供、共有するものとし、必要に応じ更新した場合も同様に扱うものとする（地域申告方式）。

(指定避難所の協働運営)

第4条 指定避難所は乙の責務で開設し、その運営は、避難者の協力を得て、甲及び乙の協働により運営するものとする。

2 甲及び乙は、避難所運営マニュアルを協働で作成し、毎年度点検するものとする。

(被災者支援)

第5条 甲及び乙は、指定避難所において、協力して被災者支援にあたるものとする。

2 甲及び乙は、災害による被害が甚大な場合は、被災者支援機能を強化するものとする。

(地域同士の応援・協力)

第6条 甲は、必要に応じて、可能な範囲で相互に応援、協力し合うものとする。

2 応援にあつては、乙を介して行うことを基本とし、人的応援はボランティア活動として扱うものとする。

3 災害対応に要した経費は、乙が支弁することが基本であり、地域間の応援に要した経費は、地域間での費用請求を要しないものとする。

(情報連絡体制)

第7条 甲及び乙は、毎年度当初に、優先順位を付した複数の緊急連絡先を相互に交換するものとし、変更した場合も同様とするものとする。

(帳票等の整備)

第8条 甲及び乙は、災害時にただちに使用できるよう、予め帳票様式を備えておくものとする。

(防災訓練)

第9条 甲及び乙は、防災訓練による知識と技術の習得に努めるものとする。

2 乙は、年1回以上、甲に対する研修機会を設けるものとする。

3 甲は、年1回以上、防災訓練の実施に努め、乙はできるだけこれに協力し、参加するものとする。

(防災備品・備蓄物資)

第10条 甲及び乙は、防災備品・備蓄物資の確保に努めるとともに、自助による防災備品・備蓄物資の確保を促すものとする。

2 甲及び乙は、防災備品・備蓄物資の保有数量と保管場所を把握し、その整備計画がある場合も含め、相互にその情報を共有するものとする。

(人材育成)

第11条 甲及び乙は、災害対応力の向上に向け、人材育成に努めるものとする。

2 甲及び乙は、お互いに災害対応に関する知験を伝え合い、学び合うものとする。

(情報管理)

第12条 甲及び乙は、協定に基づく活動において知り得た情報を他の目的に使用してはならない。ただし、相手方の承認を得た場合は、この限りではない。

2 甲は、協定に基づく活動において知り得た個人情報の漏洩、滅失及びき損等の事故防止など、個人情報の管理を適正に行わなければならない。

(有効期間)

第13条 この協定の有効期間は、令和4年4月1日から令和7年3月31日までの3年間とする。ただし、期間満了の日の1か月前までに甲乙双方から何らかの申出がないときは、さらに3年間延長するものとし、以降同様とする。

(疑義の決定)

第14条 協定に定めのない事項及び協定に関し疑義が生じたときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

協定の締結を証するため、本協定書31通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和4年3月25日

(甲)

大東地区自治振興協議会
会長 小 山 保 雄

春殖地区振興協議会
会長 錦 織 弘 秀

幡屋地区振興会
会長 加 藤 一 郎

佐世地区振興協議会
会長 高 橋 敬 二

阿用地区振興協議会
会長 勝 部 洋 一

久野地区振興会
会長 落 合 孝 司

海潮地区振興会
会長 錦 織 忍

塩田地区振興会
会長 内 田 和 信

加茂まちづくり協議会
会長 舟 木 清

八日市地域づくりの会
会長 陶 山 桂 一

三新塔あきば協議会
会長 上 代 尊 司

新市いきいき会
会長 小 林 和 彦

下熊谷ふれあい会
会長 市 場 雅 延

斐伊地域づくり協議会
会長 富 田 勇 次

地域自主組織 日登の郷
会長 佐 藤 弘 之

西日登振興会
会長 石 田 聖

温泉地区地域自主組織「ダム湖の郷」
会長 勝 部 博

三刀屋地区まちづくり協議会
会長 上 代 眞

一宮自主連合会
会長 阿 川 光 美

雲見の里いいし
会長 妹 尾 富 徳

躍動と安らぎの里づくり鍋山
会長 秦 美 幸

中野の里づくり委員会
会長 清 水 寛

吉田地区振興協議会
会長 藤 原 文 雄

民谷地区振興協議会
会長 岩 田 隆 福

田井地区振興協議会
会長 川 角 和 人

掛合自治振興会
会長 松 村 治 香

多根の郷
会長 日 野 美 孝

松笠振興協議会
会長 板 持 保 吉

波多コミュニティ協議会
会長 田 原 善 明

入間コミュニティー協議会
会長 小 田 草 茂

(乙) 雲 南 市
雲南市長 石 飛 厚 志